

事務連絡
令和3年4月20日

各務原市内入所・入居系高齢者施設、養護老人ホーム 管理者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス「第4波」拡大阻止に向けた予防的検査の積極的な実施について
(再周知)

平素より岐阜県及び各務原市の高齢者福祉施策推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、大阪府や宮城県などに加え、東京都や愛知県などでも「まん延防止等重点措置」が講じられるなど、全国各地で感染が急増しています。

岐阜県でも、3月16日を境に感染者数が増加傾向にあるとともに、病床利用率の上昇や変異株の増加、若者の感染者増加などから、すでに「第4波に入った」といえる状況であり、何としても「第4波」拡大を阻止することが必要です。

岐阜県では、「新型コロナウイルス「第4波」拡大阻止対策」(令和3年4月8日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)を策定しており、福祉施設の予防的検査については、拡大阻止対策の重要な対策として取り組んでおります。

各施設におかれては、重症化リスクの高い利用者と、介護・支援で利用者と密接に関わる職員の方々を守り、また地域での感染拡大防止と医療提供体制の確保を図るため、下記にご留意の上、予防的検査について積極的な実施をお願いいたします。

記

1 検査対象施設、検査方法等

別紙1、2のとおり

2 報告方法 ※報告内容を必ずご確認ください。

[報告様式] 別紙申込様式「高齢者・障がい者入所施設に対する予防的検査申込書」

[報告期限] 令和3年4月23日(金) 12:00

※先に申込みのあった施設から、検査実施に向けた手続きを行います。

申込期限終了後も、随時申込みの受付を行います。

[報告内容] ①既に申込みをした事業所 ⇒ 報告不要

②申込みを希望する事業所 ⇒ 別紙申込様式の提出

③申込みを希望しない事業所 ⇒ 別紙申込様式の「備考」に申込みしない理由を記載し返信

[報告方法] 申込様式に必要事項を記入し、メールまたはFAXにて提出してください。

- 提出先 各務原市健康福祉部介護保険課
- メール kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp
- FAX 058-383-6365 (市代表)
(出来る限りメールでの提出にご協力ください)

3 ワクチンとの関連について

ワクチンを接種した場合でも、新型コロナウイルスに感染する場合があります。感染した場合は、その感染を拡大させる可能性がありますので、感染拡大を防ぐためにも、予防的検査が必要と考えられます。

<厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」ホームページより>

Q. ワクチン接種後に新型コロナウイルスに感染することはありますか。

A. ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。また、ワクチンを接種して免疫がつくまでに1~2週間程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません。

岐阜県担当者	岐阜県健康福祉部高齢福祉課 担当：山崎 TEL：058-272-8289 FAX：058-278-2639
--------	--

各務原市 担当者	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 担当：大海 TEL：058-383-2067 (直通) FAX：058-383-6365 (代表)
-------------	--